

報告第 13 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 24 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、指定管理業務の瑕疵を原因とするギャラクシティの臨時休館により、区に生じた損害に対する指定管理者の損害賠償に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和７年６月６日

足立区長 近 藤 弥 生

ギャラクシティ臨時休館による損害賠償に関する和解について

足立区は、ギャラクシティ臨時休館において発生した指定管理者から区への損害賠償について、下記のとおり、和解する。

記

1 相手方

ギャラクシティ指定管理者 みらい創造堂
代表団体 ヤオキン商事株式会社

2 和解の内容

ギャラクシティ指定管理者は足立区に和解金として2, 492, 094円を支払う。

3 損害賠償の概要

非常用発電機が稼働しないことからギャラクシティを臨時休館したが、原因は、指定管理者が電気法に基づく年次点検時に、発電機内の継電器に接続された端子を離線し試験を実施した際に、離線した端子を戻し忘れたことであると判明した。

臨時休館に伴い、区に施設使用料等の逸失利益や休館に伴う指定管理業務不履行分の指定管理料について損害が生じたため、指定管理者は区へ損害賠償を行う。